

平成28年12月5日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成28年12月5日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米市商工会館大ホールに召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出欠の委員は、次のとおりである。

| | | | | | |
|-----|----------|---|-----|----------|---|
| 1番 | 青柳 一男 委員 | | 23番 | 古賀 義近 委員 | 欠 |
| 2番 | 飯田三津雄 委員 | | 24番 | 藤原 昇一 委員 | |
| 3番 | 笠 幸夫 委員 | | 25番 | 横溝 哲夫 委員 | |
| 4番 | 城戸 新 委員 | | 26番 | 石井 孝雄 委員 | |
| 5番 | 古賀 誠一 委員 | | 27番 | 高山 憲行 委員 | |
| 6番 | 田中 祥晃 委員 | | 28番 | 柳 壽祥 委員 | |
| 7番 | 吉富 巧 委員 | | 29番 | 土師 哲夫 委員 | |
| 8番 | 安徳 高輔 委員 | | 30番 | 田中 弥生 委員 | 欠 |
| 9番 | 深川 嘉穂 委員 | | 31番 | 日比生和雄 委員 | |
| 10番 | 諸藤 澄夫 委員 | | 32番 | 権藤 年明 委員 | |
| 11番 | 山口 好秀 委員 | | 33番 | 野村 邦昭 委員 | |
| 12番 | 一木 英司 委員 | | 34番 | 久佐木利光 委員 | |
| 13番 | 森崎 巨樹 委員 | | 35番 | 猪口 峯子 委員 | |
| 14番 | 緒方 義範 委員 | | 36番 | 菰田 盛行 委員 | |
| 15番 | 池田 三喜 委員 | | 37番 | 松延 洋一 委員 | |
| 16番 | 田中 正満 委員 | | 38番 | 納戸 勝浩 委員 | |
| 17番 | 豊福 茂敏 委員 | | 39番 | 佐藤 豊 委員 | |
| 18番 | 野村 泰徳 委員 | | 40番 | 市川 範子 委員 | |
| 19番 | 原 一夫 委員 | 欠 | 41番 | 合戸 利弘 委員 | |
| 20番 | 青木美千子 委員 | | 42番 | 末松 活幸 委員 | |
| 21番 | 吉岡 正博 委員 | | 43番 | 中島 邦博 委員 | |
| 22番 | 北川 玲子 委員 | | 44番 | 廣重 孝 委員 | |

事務局の出席者は9名である。

笠 会 長 それでは、ただいまから12月農業委員会総会を開催いたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 おはようございます。
それでは、議案書の1ページをお願いいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので、付議いたします。
所有権移転、第1選挙区、1番から5番の5件です。
2ページをお願いいたします。
第2選挙区、6番から8番の3件です。
第3選挙区、9番から11番と、3ページ、12番の4件です。
3ページをお願いいたします。
第4選挙区、13番から17番、それと4ページの18番から20番の8件です。
4ページをお願いいたします。
第5選挙区、21番から22番と、5ページの23番から24番の4件です。
5ページをお願いいたします。
第7選挙区、25番から26番の2件です。
使用貸借権設定、第4選挙区、27番の1件です。
以上、1番から27番までの申請案件につきましては、農地法第3条2項各号の審査基準について、地域審査会にも説明を行っておりましたが、審査票のとおり不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。
以上で説明を終わります。

笠 会 長 事務局からの説明が終わりました。本議案の審議番号12番は、新規就農者の取得案件でありますので、聞き取り調査の結果について、地元副会長より報告をお願いいたします。
審議番号12番は、第3選挙区の案件でございますので、野村副会長から報告を受けたいと思います。

野村副会長 では、説明いたします。
審議番号12番について説明いたします。

新規就農について、11月24日、地域審査会においてヒアリングを実施いたしました。申請人は、現在、野中町に住まれて会社経営を行われておりますが、今回、経営を代わりをするために、次の職業として農業に従事をされる予定であります。

営農計画としましては、現在、土地の一部にネギが植えられているため、そちらの出荷を行うとともに、菊と水菜の栽培を計画されておられます。

農機具については、トラック等を既に所有されておられます。

なお、農業経験といたしましては、奥さんの実家が、八女で菊を栽培されているため、今後、そちらと相談されながら農業を行っていくということであります。本人のやる気も十分と見受けられるため、地域審査会では問題ないと判断しておりました。

以上です。御審議お願いいたします。

笠 会 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

笠 会 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

笠 会 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 6ページをお願いいたします。第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので、付議します。

第3選挙区、1番から2番の2件です。

1番、申請地、山川神代1丁目、畑251m²、申請理由、申請地を貸露天駐車場とし

て利用するものです。

2番、山本町豊田、田2筆、計1,912m²、申請地に盛り土を行い、畑として利用するもの、農地改良行為です。農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するもので、不許可の例外に該当するものです。

なお、一時転用期間許可後、平成29年12月31日までです。

第5選挙区、3番の1件です。

3番、申請地、北野町今山、田1,034.81m²、申請理由、申請地に集合住宅（1棟10戸）を建築するものです。

以上で説明を終わります。

笠 会 長 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと思います。

審議番号1番は、第3選挙区の案件でございますので、野村副会長から報告を受けたいと思います。

あとは順次、選挙区ごとに報告をお願いいたします。

野村副会長 では、説明いたします。

審議番号1番、地図ナンバーも1番です。

申請地は、JR御井駅から北へ約1,000m、九州自動車道久留米インターから北東へ約900mのところに位置しています。転用目的は、貸露天駐車場として利用するものですが、申請地が既に造成が行われておりましたので、始末書つきの申請となっております。農地区分については、市街化が見込まれる区域として、市街地に近接する区域内にあり、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にある農地のため、第2種農地に該当すると判断しております。雨水については、自然流下により西側道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水については発生いたしません。

被害防除については、隣地より1m程度の幅で、緩衝地を設けられます。水利関係承諾書については、地元水利組合長より承諾を得られております。

次に行きます。

審議番号2番、地図ナンバーも2番です。

申請地は、筑水高校から東へ約600m、道の駅くるめから南西へ約1,500mのところに位置します。転用目的は、申請地に盛り土を行い、花卉栽培の畑とするための農地改良行為です。農地区分については、農用地区域内の農地であります、一時的

な利用に供するものであり、不許可の例外に該当するものと判断しております。

雨水については、対象地の東西に新設の素掘側溝を経由し、西側水路へ放流いたします。汚水生活雑排水は発生いたしません。被害防除については、法面施工により土砂の流出を防ぎます。

続いて、関係承諾書については、地元水利組合長により承諾を得てあります。この案件について現地調査をより地域審査会を実施し、内容について確認いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

以上です。

日比生副会長 続きます、第5選挙区でございます。審議番号3番、地図も3番でございます。

申請地は西鉄北野駅から北に約200mのところでございます。

転用目的は1棟10戸の集合住宅を建築するものでございます。農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地のため、第3種農地と判断いたしております。

雨水排水につきましては、溜柵を設置いたしまして北側の既設水路へ放流されます。汚水生活雑排水は市下水道へ接続されます。被害防除につきましては、コンクリートブロックにより防除する計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、地元自治会長及び床島堰土地改良区より承諾を得ておられます。

第5選挙区の案件でございます。委員全員で現地の確認をいたしまして、問題ないことを確認いたしました。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

議 長 以上で、地元副会長からの報告が終わりました。それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第2号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。よって、県へ送付いたします。

続きまして、「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 7ページをお願いいたします。

「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」
農地転用許可申請書は提出されておるので付議します。

第1選挙区、1番から3番の3件です。

1番、申請地、宮ノ陣町大杜、畑、149㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

2番、宮ノ陣町大杜、畑、272㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

3番、申請地、上津町、田、420㎡、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

第2選挙区、4番と8ページをお願いいたします。

5番から6番の3件です。

4番、申請地、大善寺町宮本、田、2筆、計3,177㎡、申請理由、申請地を借り受けて、露天資材置場及び駐車場として利用するものです。農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するもので許可の例外に該当するものです。

なお、一時転用期間は、許可後平成29年4月30日までです。

8ページをお願いいたします。

5番、申請地、荒木町荒木、田、499㎡、申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

6番、荒木町白口、田、1,348㎡、申請地を借り受けて、露天資材置場として利用するものです。

第3選挙区、7番の1件です。

7番、申請地、善導寺町木塚、畑、610㎡、申請理由、申請地を取得し、貸露天駐車場及び貸露天資材置場として利用するものです。農地区分は1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するもので不許可の例外に該当するものです。

第4選挙区、8番から9番、9ページの10番から15番の8件です。

8番、申請地、田主丸町豊城、畑、365㎡、申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。農地区分は1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するもので、不許可の例外に該当するものです。

9番、田主丸町益生田、田、2,224㎡、申請地を取得し、建売住宅6戸を建築するものです。

9ページをお願いいたします。

10番の申請地、田主丸町鷹取、畑、349㎡、申請理由、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

11番、田主丸町志塚島、畑、234㎡、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

12番、田主丸町益生田、田、2筆、計235㎡、申請地を取得し、貸店舗の建築及び排水路用地として利用するものです。

13番、田主丸町益生田、田、2筆、計479㎡、申請地を取得し、貸家住宅3戸の建築及び排水路用地として利用するものです。

14番、田主丸町益生田、田、2筆、計211㎡、申請地を取得し、貸家住宅1戸の建築及び排水路用地として利用するものです。

15番、田主丸町益生田、田、2筆、計310㎡、申請地を取得し、自己用住宅の建築及び排水路用地として利用するものです。

10ページをお願いいたします。

第5選挙区、16番から17番の2件です。

16番、申請地北野町今山、畑、4筆、計914㎡、申請理由、申請地を取得し、宅地分譲4区画を行うものです。

17番、北野町今山、畑、2筆、計233.8㎡、申請地を借り受けて、自己用住宅の建築及び通路として利用するものです。

第7選挙区、18番の1件です。

18番、申請地、三潞町田川、畑、2筆、計641㎡、申請理由、申請地を借り受けて集合住宅1棟10戸を建築するものです。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと思います。

審議番号1番は、第1選挙区の案件でございますので、古賀副会長から報告を受けたいと思います。あとは順次、審議ごとに報告をお願いいたします。

古賀副会長 それでは、審議番号1番について説明いたします。

地図ナンバーは4番です。申請地は宮ノ陣小学校から南へ約90mのところに位置します。転用目的は、自己用住宅です。農地区分については、おおむね300m以内に西鉄学校前駅がある農地であるため、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜柵を経由し、東側道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、市の下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。水利関係承諾書につきましては、地元水利組合長より承諾をいただきます。

続きまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは5番。

申請地は、宮ノ陣小学校から南へ約100mのところに位置します。転用目的は、自己用住宅の建築です。農地区分については、おおむね300m以内に西鉄学校前駅がある農地であるため、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜柵を経由し、東側道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、市の下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。水利関係承諾書につきましては、地元水利組合長より承諾を得てあります。

続きまして、審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーは6番です。

申請地は、明星中学校から西へ約600mのところ、成田山幼稚園から北へ約250mのところに位置します。転用目的は、自己用住宅の建築です。農地区分については、市街化が見込まれる区域として、市街地に近接する区域にあり、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にある農地であるため、第2種と判断しております。雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜柵を経由し、東側道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水につきましては、市の下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。水利関係承諾書につきましては、地元水利組合長より承諾を得ております。

以上、3件の新設につきましては、地域審査会において現地調査を行い、審査をい

たしました結果、転用については支障がないものと判断しております。御審議のほどよろしく願いいたします。

諸藤副会長 第2選挙区から報告いたします。

審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーは7番です。

申請地は、筑邦西中学校より東へ700mのところに位置しています。転用目的は市発注の下水道工事に伴い、申請地を一時的に借り入れて、露天資材置場及び駐車場として利用するものです。農地区分については農用地区域内農地となっておりますが、一時的な利用に供するものであり、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水につきましては、自然流下により西側水路へ放流されます。汚水、生活雑排水は、発生いたしません。

被害防除につきましては、緩衝地による計画となっております。水利関係承諾につきましては、筑後川土地改良区により承諾を得ております。

続きまして、審議番号5番について説明いたします。地図ナンバーは8番です。

申請地は、荒木小学校より南へ450mのところに位置しています。転用目的は申請地を借り入れて自己用住宅を建築するものです。農地区分については、おおむね500m以内に荒木小学校及び荒木保育園がある農地であり、東側に面する道路に水道、下水道管が埋設されているため、第3種農地と判断しております。雨水につきましては、新設溜桝を經由し東側道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水は、東側道路に埋設された市下水道へ接道されます。

被害防除につきましては、新設のL型擁壁による計画となっております。水利関係承諾書につきましては、地元水利組合長より承諾を得ています。

続きまして、審議番号6番について説明いたします。地図ナンバーは9番です。

申請地は、JR荒木駅より北西へ約350mのところに位置しています。転用目的は、申請地を借り受けて露天資材置場として利用するものです。農地区分については、おおむね500m以内にひつじデンタルクリニック及び中村歯科医院がある農地であり、東側に接する道路に水道、下水道管が埋設されているため、第3種農地と判断しております。雨水につきましては、既設の溜桝を經由し、西側水路へ放流されます。汚水、生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックを利用する計画となっております。水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ています。第2選挙区関係についての概要は、以上となります。また、これらの案件について、

現地調査及び地域審議会を実施し、内容について確認いたしましたので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

野村副会長 審議番号7番について説明いたします。地図ナンバーは10番です。

申請地は、道の駅くるめから北へ約700m、善導寺小学校から西へ約800mのところに位置しています。転用目的は、申請地を取得し、申請人が所有するアパートの住宅及び申請人が役員を務める会社の駐車場及び資材置場として利用するものです。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当しますが、転用目的が農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外に該当するものと判断しております。雨水については、自然流下の後、北側道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水については、発生いたしません。

被害防除については、隣接より1mの緩衝地を設ける計画となっております。水利関係承諾書については、地元生産組合長より承諾を得られております。

現地調査及び地域審査会を実施し、内容について確認いたしました。審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

柳副会長 第4選挙区から報告いたします。

審議番号8番について説明いたします。地図ナンバーは11番です。

申請地は、田主丸総合支所から北西へ約1,500mのところに位置します。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地ですが、転用目的は農業の振興に資する施設であり、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。転用目的は、申請地を買い受け、自己用住宅を建築するものです。雨水排水については、自然流下、または西側の既存側溝へ放流されます。汚水、雑排水は、東側の公共下水道管へ接続されます。

被害防除については、周囲にある既存のコンクリートブロック及び石積みにより土砂の流出を防除します。水利関係承諾書については、地元行政区より承諾を得ております。

続きまして、審議番号9番について説明いたします。地図ナンバーは12番となっております。

申請地は、J R 田主丸駅から南へ約820mのところに位置しています。農地区分については、J R 田主丸駅から820mですが、白地率は40%以上であるため、第2種農地と判断しております。転用目的は申請地を取得し建売住宅6戸を建築するものです。雨水排水については、南側の新設側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水は、東側の公共下水道管へ接続されます。

被害防除については、北側のL型擁壁により土砂の流出を放流されます。水利関係承諾書については、耳納山麓土地改良区及び地元行政区より承諾を得ております。続きまして、審議番号10番について説明します。地図ナンバーは13番となっております。

申請地は、船越小学校から南へ約500mのところに位置します。農地区分については、おおむね10ha未満規模の区域内にある農地であります。第2種農地と判断しております。転用目的は、申請地を取得し、進入路及び駐車場として利用するものです。

雨水排水については、自然流下により南側の既存側溝へ放流されます。汚水生活雑排水については、発生しません。

被害防除については、周囲の新設コンクリートブロックにより土砂の流出を防除されます。

水利関係承諾書については、地元行政区より承諾を得ております。

続きまして、審議番号11番について説明いたします。地図ナンバーは14番となっております。

申請地は、川会小学校から東へ500mのところに位置します。農地区分については、おおむね10ha未満規模の区域内にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。転用目的は、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

雨水排水については、敷地内に溜桝を設置し、東側の既存水路へ放流されます。汚水生活雑排水については、発生しません。

被害防除については、周囲の石積みにより土砂の流出を防除されます。

水利関係承諾書については、地元行政区より承諾を得ております。

続きまして、審議番号12番について説明いたします。地図ナンバーは15番となっております。

申請地は、J R 田主丸駅から南へ700mのところに位置します。農地区分については、J R 田主丸駅から700mですが、宅地率が40%以上であるため、第2種農地と判断しております。転用目的は、申請地を取得し、貸店舗を建築するものです。あ

わせて、排水路を共有にて設置するものです。

雨水排水については、北側の既存側溝へ放流されます。汚水生活雑排水は、新設の水路を介して東側の公共下水道管へ放流されます。

被害防除については、周囲の新設コンクリートブロックにより土砂の流出を防除されます。

水利関係承諾書については、耳納山麓土地改良区及び地元行政区より承諾を得ております。

続きまして、審議番号13番について説明いたします。地図ナンバーは16番となっております。

申請地は、J R 田主丸駅から南へ700mのところに位置します。農地区分については、J R 田主丸駅から700mですが、宅地率が40%以上であるため、第2種農地と判断しております。転用目的は、申請地を取得し、貸家住宅を建築するものです。あわせて、排水路を共有にて設置するものです。

雨水排水については、北側の既存側溝へ放流されます。汚水生活雑排水は、新設の水路を介して東側の公共下水道管へ放流されます。

被害防除については、周囲の新設コンクリートブロックにより土砂の流出を防除されます。

水利関係承諾書については、耳納山麓土地改良区及び地元行政区より承諾を得ております。

続きまして、審議番号14番について説明いたします。地図ナンバーは17番となっております。

申請地は、J R 田主丸駅から南へ700mのところに位置します。農地区分については、J R 田主丸駅から700mですが、宅地率が40%以上であるため、第2種農地と判断しております。転用目的は、申請地を取得し、貸家住宅を建築するものです。あわせて、排水路を共有にて設置するものです。

雨水排水については、北側の既存側溝へ放流されます。汚水生活雑排水は、新設の水路を介し東側の公共下水道管へ放流されます。

被害防除については、周囲の新設コンクリートブロックにより土砂の流出を防除されます。

水利関係承諾書については、耳納山麓土地改良区及び地元行政区より承諾を得ております。

続きまして、審議番号15番について説明いたします。地図ナンバーは18番となっております。

おります。

申請地は、JR田主丸駅から南へ700mのところを位置します。農地区分については、JR田主丸駅から700mですが、宅地率が40%以上であるため、第2種農地と判断しております。転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。あわせて、排水路を共有にて設置するものです。

雨水排水については、北側の既存側溝へ放流されます。汚水生活雑排水は、新設の水路を介し東側の公共下水道管へ放流されます。

被害防除については、周囲の新設コンクリートブロックにより土砂の流出を防除されます。

水利関係承諾書については、耳納山麓土地改良区及び地元行政区より承諾を得ております。

以上、8件の申請につきまして、地域審査会で現地調査を実施し、審査いたしました結果、転用については支障がないものと判断しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

日比生副会長 第5選挙区でございます。

まず、審議番号16番でございます。地図19番でございます。

申請地は、北野総合支所より北に約300mのところでございます。転用目的は、申請人が申請地を取得いたしまして、4区画の宅地分譲地を整備するための転用申請でございます。農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地のため、第3種農地と判定いたしております。

雨水排水につきましては、側溝を設置し、北側の既設水路へ放流されます。汚水生活雑排水は、市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより防除する計画です。

水利関係承諾書につきましては、地元自治会長及び床島堰土地改良区より承諾を得ておられます。

次にまいります。審議番号17番、地図20番でございます。

申請地は、北野総合支所より西に約550mのところでございます。転用目的は、申請地を親から借り受けまして、自己用住宅及び通路を建築するものです。農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であるため、第3種農地と判断いたしております。

雨水排水につきましては、自然流下及び溜柵を設置し、東側の既設水路へ放流されます。汚水生活雑排水は、市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックや擁壁によりまして防除する計画でございます。

水利関係承諾書につきましては、地元自治会長及び床島堰土地改良区より承諾を得ておられます。

第5選挙区、2件でございます。委員全員で地域審査会、現地確認いたしまして、問題ないことを確認したところでございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

廣重副会長 それでは、第7選挙区より、審議番号18番、図面番号21番について説明をいたします。

申請地は、三潞校区の田川地区にあり、西鉄三潞駅より北側へ約300mに位置し、転用目的は、申請地を借り受け、集合住宅の敷地として利用するものです。農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地であり、第3種農地と判定をしております。

汚水生活雑排水は、合併浄化槽を設置し、雨水排水については、新設溜柵を設けて、北側水路へ放流されます。

水利関係承諾については、筑後川土地改良区より承諾を得てあります。

地域審査会において、委員全員で現地調査の結果、転用やむなしと判断をしております。御審議のほどをよろしく願いをいたします。

以上です。

議 長 以上で、地元副会長からの報告が終わりました。

それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。第3号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第3号議案は可決されました。よって、県へ送付いたします。

続きまして、第4号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 説明いたします。11ページをごらんください。

第4号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請が提出されたので付議いたします。

第1選挙区、1番、1件です。

1番、申請人、宮ノ陣町若松、****、経営面積86,978m²、農用地利用計画に従い利用すると認められます。

第2選挙区、2番、3番の2件です。

2番、申請人、荒木町荒木、****、経営面積12,360m²、農用地利用計画に従い理由すると認められます。

3番、申請人、安武町住吉、****、経営面積64,731m²、農用地利用計画に従い、利用すると認められます。

12ページをお願いいたします。

第4選挙区、4番、1件です。

4番、申請人、田主丸町中尾、****、経営面積110,921m²、農用地利用計画に従い利用すると認められます。

第5選挙区、5番から7番の3件です。

5番、申請人、北野町大城、****、経営面積15,654m²、農用地利用計画に従い利用すると認められます。

6番、申請人、北野町大城、****、経営面積13,823m²、農用地利用計画に従い利用すると認められます。

7番、申請人、北野町十郎丸、****、経営面積24,313m²、農用地利用計画に従い利用すると認められます。

以上、4号議案の説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第4号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。続きまして、第5号議案、農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 説明いたします。13ページをごらんください。
第5号議案、農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について」
あっせん申出書の提出があったので、付議いたします。
第1選挙区、1番、1件です。
1番、申出人、宮ノ陣町八丁島、****、所有者からの申し出です。対象土地、宮ノ陣町八丁島、田、2,719m²、あっせん委員は、飯田三津雄委員、笠幸夫委員です。
第2選挙区、2番、1件です。
2番、申出人、小郡市八坂、****、所有者からの申し出です。対象土地、安武町住吉、田、5,519m²、あっせん委員は、深川嘉穂委員、諸藤澄夫委員です。
第4選挙区、3番、1件です。
3番、申出人、田主丸町中尾、****、所有者からの申し出です。対象土地、田主丸町中尾、田、2筆計2,660m²、あっせん委員は、古賀義近委員、田中弥生委員です。
14ページをお願いいたします。

第5選挙区、4番、1件です。

4番、申出人、北野町大城、持分3分の1、****、山川町、持分3分の1、****、神奈川県横浜市西区みなとみらい4丁目、持分3分の1、****、所有者からの申し出です。対象土地、北野町大城、田、2筆計2,032m²です。あっせん委員は、日比生和雄委員、久佐木利光委員です。

以上、第5号議案の説明を終わります。

議 長 以上で事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第5号議案は可決されました。続きまして、「第6号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 説明いたします。15ページをごらんください。

「第6号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」

農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

第1選挙区、1番、2番の2件です。

1番、所在地、宮ノ陣町五郎丸、田、2,603m²、推進機構からの買い入れとなります。

2番、所在地、宮ノ陣町八丁島、田、5,190m²、推進機構への売り渡しとなります。

第2選挙区、3番から16ページの5番までの3件です。

3番、所在地、荒木町荒木、田、3,389m²、推進機構からの買い入れとなります。

4番、所在地、荒木町下荒木、田、5,125m²、推進機構への売り渡しとなります。
16ページをお願いいたします。

5番、所在地、荒木町荒木、田、4,240m²、推進機構への売り渡しとなります。
第4選挙区、6番、1件です。

6番、所在地、田主丸町常盤、畑、田、4筆計2,540m²、推進機構への売り渡しとなります。

第5選挙区、7番から18ページの14番までの8件です。

7番、所在地、北野町金島、田、4,966m²、推進機構からの買い入れとなります。

8番、所在地、北野町大城、田、2,015m²、推進機構からの買い入れとなります。

9番、所在地、北野町大城、田、2,016m²、推進機構からの買い入れとなります。

10番、所在地、北野町大城、田、3筆計866.53m²、推進機構からの買い入れとなります。

11番、所在地、北野町大城、畑3筆計3,095m²、推進機構からの買い入れとなります。

12番、所在地、北野町上弓削、田、1,297m²、推進機構からの買い入れとなります。

13番、所在地、北野町大城、田、2,017m²、推進機構への売り渡しとなります。

18ページをお願いいたします。

14番、所在地、北野町十郎丸、田、2筆計3,187m²、推進機構への売り渡しとなります。

第6選挙区、15番、1件です。

15番、所在地、城島町下田、田、2筆計7,264m²、推進機構からの買い入れとなります。

以上、1番から15番までの各集積計画等につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上、第6号案の説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第6号議案は可決されました。よって、久留米市長宛へ通知いたします。

続きまして、「第7号議案 久留米市地域農業振興計画の変更について」ですが、次の「8号議案 久留米市農業振興地域整備計画の変更について」と関連した案件でございますので、一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 説明いたします。19ページをごらんください。

「第7号議案 久留米市地域農業振興計画の変更について」

久留米市長より、久留米市地域農業振興計画の変更について、意見を求められたので付議いたします。

1、今回変更される地域農業振興計画。

①久留米市(旧久留米)地域農業振興計画 別紙のとおりとなります。

②久留米市三潞町地域農業振興計画 別紙のとおりとなります。

20ページをお願いいたします。

「8号議案 久留米市農業振興地域整備計画の変更について」

久留米市長より、久留米市農業振興地域整備計画の変更について、意見を求められたので付議いたします。

1、今回変更される農業振興地域整備計画、別紙のとおりとなります。

各案件につきましては、別紙の第7・第8号議案をごらんください。

1ページのほうをお願いいたします。

一覧表ございまして、左端の番号がございますが、そちらが整備計画になっておりまして、第8号議案に対応しております。

それから、その右側でございますけれども、こちらが第7号議案、振興計画に対応しております。

それでは、一覧のほうを読み上げてまいります。

整備計画、1番、施設等の種類、住宅の敷地拡張、申請地、草野町吉木、畑、43m²となります。

整備計画、2、住宅の敷地拡張、申請地、草野町吉木、畑2筆計、507m²となります。

振興計画、3番、施設等の種類、駐車場の設置、申請地、草野町吉木、畑2筆計、1,288m²となります。

整備計画、4番、施設等の種類、分家住宅の建設、申請地、山本町豊田、地目が田、面積が98m²となります。

整備計画、5番、施設等の種類、資材置場の設置、申請地、山本町豊田、田、1,213m²となります。

整備計画、6番、施設等の種類、資材置場の設置、申請地、山本町豊田、田、1,057m²となります。

整備計画、7番、施設等の種類、住宅の敷地拡張、申請地、荒木町藤田、畑、212m²となります。

整備計画、8番、施設等の種類、住宅の敷地拡張、申請地、大善寺町宮本、畑、34m²となります。

整備計画、9番、施設等の種類、一般住宅の建設、申請地、安武町安武本、畑、342m²。

整備計画、10番、振興計画、久30、施設等の種類、分家住宅の建設、申請地、荒木町白口、田、451m²となります。

整備計画、11番、施設等の種類、工業用地の拡張、申請地、田主丸町秋成、田、1,686m²となります。

整備計画、12番、施設等の種類、農家住宅の建設、申請地、北野町金島、田、997m²となります。

整備計画、13番、振興計画、三22、施設等の種類、住宅の敷地拡張、申請地、三漕町玉満、田、51m²となります。

整備計画、14番、振興計画、三23、施設等の種類、分家住宅の建設、申請地、三漕町玉満、田、352m²となります。

整備計画、15番、振興計画、三24、施設等の種類、住宅への進入路の拡張、申請地、三漕町田川、田、9.1m²となります。

整備計画、16番、施設等の種類、倉庫の敷地拡張及び進入路の設置、申請地、三漕町清松、畑、34.51m²となります。

3ページから18ページにつきまして、各申請案件の地図となっております。

それでは、お手数ですが、議案書の19ページのほうにお戻りください。

久留米市地域農業振興計画の変更に対する久留米市農業委員会の意見（案）でございます。

2、意見（案）、当該計画に定められている施設等に供される土地については、当該計画において、農業農村の振興を図る観点から、農業的土地利用と非農業的土地利用との計画的な利用調整が図られることに鑑み、農用地区域に含まないとするのが妥当であると考えられます。

20ページをお願いいたします。

久留米市農業振興地域整備計画の変更に対する農業委員会の意見（案）でございます。

2、意見（案）、本計画の変更（案）については、農業委員会としては、周辺の農業生産に特段の支障はないと思われま。

以上、第7号議案並びに第8号議案の説明を終わります。

議 長 以上で事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑はありますか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
なお、採決に当たりましては、第7号議案、第8号議案に分けて採決いたします。
「第7号議案 久留米市地域農業振興計画の変更について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、第7号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知いたします。
続きまして、「第8号議案 久留米市農業振興地域整備計画の変更について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により第8号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届け出の受理の専決について」

「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届け出の受理の専決について」

「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」

「報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知書の撤回願について」

「報告第5号 農地移動適正化あっせん事業について」

までを一括して議題といたします。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、早速、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑ありませんか。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。

したがいまして、報告第1号から報告第5号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

「なしの声」

議長 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、36番、菰田盛行委員、10番、諸藤澄夫委員をお願いいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。

